高山都市計画図

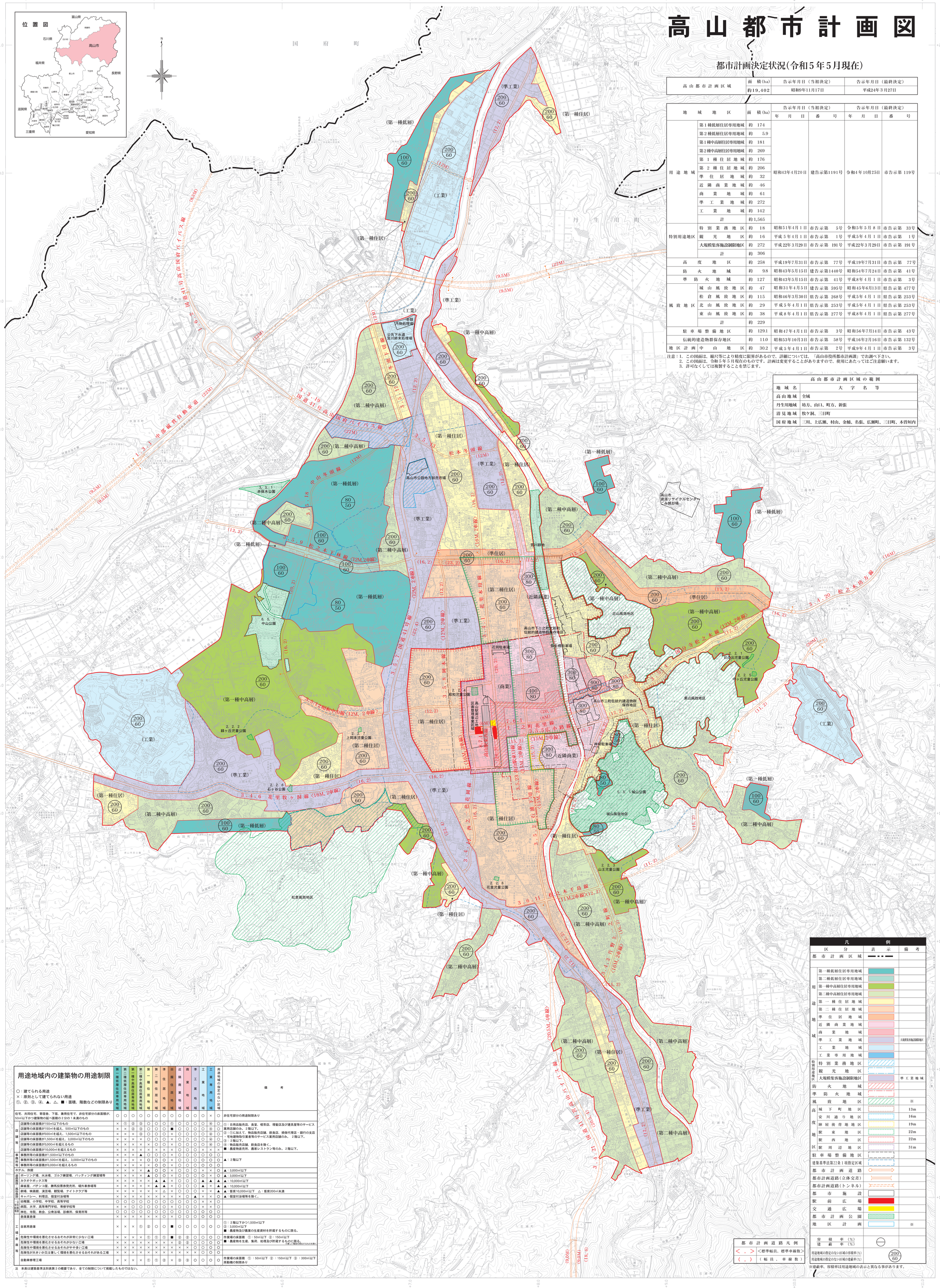

都市計画決定状況（令和５年５月現在）

高山都市計画区域	面積(ha)	告示年月日（当初決定）	告示年月日（最終決定）
	約19,402	昭和9年11月17日	平成24年３月27日

地域地区		面積(ha)	告示年月日（当初決定） 年月日	番号	告示年月日（最終決定） 年月日	番号
用途地域	第１種低層住居専用地域	約 174	昭和43年4月20日	建告示第1191号	令和4年10月25日	市告示第 119号
	第２種低層住居専用地域	約 5.9				
	第１種中高層住居専用地域	約 181				
	第２種中高層住居専用地域	約 269				
	第１種住居地域	約 176				
	第２種住居地域	約 206				
	準住居地域	約 32				
	近隣商業地域	約 46				
	商業地域	約 61				
	準工業地域	約 272				
	工業地域	約 142				
	計	約1,565				
特別用途地区	特別業務地区	約 18	昭和51年4月1日	市告示第 5号	令和5年5月8日	市告示第 33号
	観光地区	約 16	平成５年４月１日	市告示第 1号	平成5年4月1日	市告示第 1号
	大規模集客施設制限地区	約 272	平成22年3月29日	市告示第 191号	平成22年3月29日	市告示第 191号
	計	約 306				
高度地区		約 258	平成19年7月31日	市告示第 77号	平成19年7月31日	市告示第 77号
防火地域		約 9.8	昭和43年5月15日	建告示第1440号	昭和54年7月24日	市告示第 41号
準防火地域		約 127	昭和43年5月15日	市告示第 41号	平成8年4月1日	市告示第 3号
風致地区	城山風致地区	約 47	昭和31年4月5日	建告示第 595号	昭和45年6月13日	県告示第 477号
	松倉風致地区	約 115	昭和46年3月30日	県告示第 268号	平成5年4月1日	県告示第 253号
	北山風致地区	約 29	平成５年４月１日	県告示第 253号	平成5年4月1日	県告示第 253号
	東山風致地区	約 38	平成８年４月１日	県告示第 277号	平成8年4月1日	県告示第 277号
	計	約 229				
駐車場整備地区		約 129.1	昭和47年4月1日	市告示第 3号	昭和56年7月14日	市告示第 43号
伝統的建造物群保存地区		約 11.0	昭和53年10月3日	市告示第 58号	平成16年2月16日	市告示第 132号
地区計画	中山地区	約 30.2	平成５年４月１日	市告示第 2号	平成9年4月1日	市告示第 3号

注意：1. この図面は、縮尺等により精度に限界があるので、詳細については、「高山市役所都市計画課」でお調べ下さい。
2. この図面は、令和５年５月現在のものです。計画は変更することがありますので、使用にあたってはご注意願います。
3. 許可なくしては複製することを禁じます。

高山都市計画区域の範囲

地域名	大字名等
高山地域	全域
丹生川地域	坊方、山口、町方、新張
清見地域	牧ケ洞、三日町
国府地域	三川、上広瀬、村山、金桶、名張、広瀬町、三日町、木曽垣内

凡例

区分	表示	備考
都市計画区域		
用途地域 第一種低層住居専用地域		
第二種低層住居専用地域		
第一種中高層住居専用地域		
第二種中高層住居専用地域		
第一種住居地域		
第二種住居地域		
準住居地域		
近隣商業地域		
商業地域		
準工業地域		大規模集客施設制限地区
工業地域		
工業専用地域		
特別用途地区 特別業務地区		
観光地区		
大規模集客施設制限地区		準工業地域
防火地域		
準防火地域		
風致地区		※
高度地区 城下町地区		13m
安川通り地区		16m
陣屋後背地地区		19m
駅東地区		22m
駅西地区		22m
駅周辺地区		31m
駐車場整備地区		
建築基準法第22条１項指定区域		
都市計画道路		
都市計画道路（立体交差）		
都市計画道路（トンネル）		
都市施設		
駅前広場		
交通広場		
都市計画公園		
地区計画		※
容積率（%）		
建蔽率（%）		
用途地域の指定のない区域の容積率(%)	200	
用途地域の指定のない区域の建蔽率(%)	60	

※建蔽率、容積率は用途地域の表示と異なる事があります。

都市計画道路凡例	
＜ ， ＞	＜標準幅員、標準車線数＞
（ ， ）	（幅員、車線数）

用途地域内の建築物の用途制限

○：建てられる用途
×：原則として建てられない用途
①、②、③、④、▲、△、■：面積、階数などの制限あり

	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域の指定のない区域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の２分の１未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等 店舗等の床面積が150㎡以下のもの	×	①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	④	○	①：日用品販売店、食堂、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。２階以下。
店舗等 店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	②	③	○	○	○	■	○	○	○	○	④	○	②：①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業者等のサービス業用店舗のみ。２階以下。
店舗等 店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	③	○	○	○	×	○	○	○	○	④	○	③：２階以下。
店舗等 店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	④	○	④：物品販売店舗、飲食店を除く。
店舗等 店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	④	○	■：農産物直売所、農家レストラン等のみ。２階以下。
店舗等 店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	
事務所等 事務所等の床面積が1,500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	▲：２階以下
事務所等 事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
事務所等 事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	×	×	○	▲：3,000㎡以下
遊技施設・運動施設・興行施設 ボーリング場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	×	○	▲：3,000㎡以下
遊技施設・運動施設・興行施設 カラオケボックス等	×	×	×	×	×	▲	▲	×	○	○	○	▲	▲	▲	▲：10,000㎡以下
遊技施設・運動施設・興行施設 麻雀屋、パチンコ屋、勝馬投票券発売所、場外車券場等	×	×	×	×	×	▲	▲	×	○	○	○	▲	×	▲	▲：10,000㎡以下
遊技施設・運動施設・興行施設 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	×	×	×	×	×	×	△	×	○	○	○	×	×	▲	▲：客席10,000㎡以下　△：客席200㎡未満
遊技施設・運動施設・興行施設 キャバレー、料理店、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	▲	×	×	○	▲：個室付浴場等を除く。
公共施設等 幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
公共施設等 病院、大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	○	
公共施設等 神社、寺院、教会、公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
工場倉庫等 倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	
工場倉庫等 自家用倉庫	×	×	×	①	②	○	○	■	○	○	○	○	○	○	①：２階以下かつ1,500㎡以下 ②：3,000㎡以下 ■：農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る。
工場倉庫等 危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	×	①	①	①	■	②	②	○	○	○	○	作業場の床面積　①：50㎡以下　②：150㎡以下 ■：農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る。
工場倉庫等 危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	○	○	工業しか開発を想定するものを除く
工場倉庫等 危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
工場倉庫等 危険性が大きい or 又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
工場倉庫等 自動車修理工場	×	×	×	×	①	①	②	×	③	③	○	○	○	○	作業場の床面積　①：50㎡以下　②：150㎡以下　③：300㎡以下 原動機の制限あり

注　本表は建築基準法別表第２の概要であり、全ての制限について掲載したものではない。

(1) 1/2500地形図を縮小編集
(2) 岐阜県貸与の共有空間データを使用し縮小編集
令和5年5月作成
「この地図は、デジタルマッピング法により作成した1/2500都市計画基本図（令4部公第36号）のデータを縮小編集したものである。」

座標系　第Ⅵ系
等高線間隔　10m

1：10,000
0　100　500　1000m

高山市役所
調製：株式会社パスコ